

きょうどう

2016年1月1日号

NO. 24

経営理念

- 一 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 一 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 一 地域と共存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。



写真提供 〓 はざま美容室 金光磨佐也様

二〇一六年 参院選の今年に

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年二〇一五年の文字は「安」でした。「安全・安心」というと何となくほっとする「安らぎ」を感じさせる文字ですが、反対になると「不安」になります。昨年はまさに「安全」と「不安」が交錯した一年でした。

九月一九日未明「安全」を頭文字にした『安全保障関連法』Ⅱ『戦争法』が強行採決されました。日本の歴史を逆行させて再び戦争をする国に変身させようとする、戦後七〇年の節目の年の安倍自公政権の暴挙です。

さらに、国民すべてに一二桁の番号をつけて行政が国民の情報を管理・「活用」しようとする共通番号を、その実態をカモフラージュして「マイナンバー」と呼んだり、10%への消費税率引き上げの際に現行の8%に据え置くのを「軽減」と称するなど国民を欺くことに他ならず、国家的詐欺行為といえるものです。

時代劇の世界なら天下のご意見番黄門さまが、印籠片手に悪代官らを成敗してめでたしめでたしとなりますが、現代は私たち国民一人一人の投票権で社会を変えることが出来ます。若い世代の行動が状況を変化させています。政治を変えようという新しい波が生まれています。参院選の今年、文字どおり安全・安心な国と暮らしを保障するために、間違いない選択と権利行使を行いましょ。

社員・税理士 荒尾壽味雄

【顧問先訪問】

法人名：株式会社 岡田
 所在地：水俣市大園町 2-6-7
 代表取締役：岡田 洋毅
 設立年：昭和59年1月
 事業内容：畜産飼料輸入販売
 役員：2名
 従業員：7名



今回は、水俣市で輸入粗飼料・単味飼料全般を取扱われる株式会社岡田を訪問し、岡田洋毅社長にお話を伺いました。

Q：飼料業界の現状をお聞かせください。

A： ユーザーである畜産業界は、高齢化・後継者不足によって戸数・頭羽数の減少が毎年続いています。環境が整った生産者は規模拡大を図り企業型大型経営へと転換中です。TPPの影響予測（政府の対応。世界的には食料不足等）なども発表されていますが、完全実施までにはしばらく時間があり大きな影響は出ないと考えています。

原料関係では、一部の原料で途上国の経済発展による買い負けが散見されているものの原産国側はほぼ安定状態にあります。ただし、今後は為替・海上運賃などの動向による変動要因が懸念されます。



↑くま物流センター

Q：水俣を拠点にされたのは何故ですか？優位性は？

A： 僕は生まれは合志市なのですが、子供の頃はずっと水俣で過ごしましたので、とても思い出のあるところなのです。九州内の移動にも、ほぼ中心で都合のよいこの場所に本社を置きました。そして住むにもとても良いところですよ。



↑オーケイシー物流センター



株式会社 岡田

OKADA corporation

TEL：0966-63-6671

・オーケイシー物流センター
 熊本市北区植木町伊知坊
 Tel：096-273-1000

・くま物流センター
 球磨郡錦町
 Tel：0966-28-6606

Q：外国との取引ではどのような予想外がありますか？

A： 外国取引では原産国による突然の輸出禁止や港湾ストライキによる納期の遅れがあったり、台風シーズンには本船のやり繰りにも悩まされます。また、旧正月の長期休暇（1か月間）による取引停滞など国内取引にはないリスクもいろいろありますね。

Q：有害物質等に対する飼料の安全性確保などへの対策は？

A： 全国飼料輸入協議会へ入会しており、産地・原料ごとに定期的な残留農薬・重金属・カビ毒・必要に応じ遺伝子組替検査などを実施し、安全確認を行っています。また、農水省の検査機関の抜き打ち検査も実施されます。それから、動物検疫所・植物検疫所の検査を受けた上で通関が出来るのです。

Q：今後の事業計画を教えてください。

A： 原料原産国状況の定期的な情報交換の機会を設け、減少する市場のなか社員一体となり“常に創意工夫をする”ことを忘れず、ユーザーの皆様が何か魅力を感じる取引を目指したいと思っています。



編集後記：国内外への多忙な出張とその合間にはゴルフでのお付き合い、まったく年齢を感じさせない常に行動的で気持ちも体も若々しい社長です。

気むずかしそう？ いえいえそんなことはありません！ととても気さくな方で、スマホやパソコンだって自在に扱うコーヒー好きのオジサ・・・あっ！ いや社長さんです。

岡田社長、本日はありがとうございました。

<所報スタッフ一同>

平成 27 年分の所得税・贈与税に適用される主な改正事項

1. 租税特別措置の見直し

(1) 特定の事業用資産の買換の見直し

適用期限が平成 29 年 3 月 31 日まで延長され買換資産から機械装置等が除外されました。

【改正後の適用要件】

(売却資産)

土地等、建物、構築物で譲渡年の 1 月 1 日における所有期間が 10 年超であること。

(買換資産)

土地等、建物、構築物であること。

ただし、土地等については事務所等の敷地の用に供され面積が 300 m²以上のもの。

(2) 環境関連投資促進税制

環境関連投資促進税制の即時償却について、対象資産から太陽光発電設備を除外（平成 27 年 3 月 31 日までの取得）した上で、その適用期限が 1 年延長されました。

2. 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長

次の措置が講じられたうえで、適用期限が平成 31 年 6 月 30 日まで延長されました。

左の表は消費税 8%の適用を受けて住宅を取得した者と、個人間売買により中古住宅を取得した者に
右の表は消費税 10%の適用を受けて住宅を取得した者に適用されます。

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円
平成28年1月1日から 平成29年9月30日まで	1,200万円	700万円
平成29年10月1日から 平成30年9月30日まで	1,000万円	500万円
平成30年10月1日から 平成31年6月30日まで	800万円	300万円

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成28年10月1日から 平成29年9月30日まで	3,000万円	2,500万円
平成29年10月1日から 平成30年9月30日まで	1,500万円	1,000万円
平成30年10月1日から 平成31年6月30日まで	1,200万円	700万円

3. 財産債務明細書の見直し

財産債務明細書について、見直しが行われ、新たに「財産債務調書」として整備されました。

① 提出基準

【改正前】 「所得金額が 2,000 万円超」

【改正後】 「所得金額が 2,000 万円超」かつ「総財産 3 億円以上、又は、有価証券等 1 億円以上」

② 加算税の加減算によるインセンティブ措置

所得税・相続税の申告漏れがあった場合

①財産債務調書に記載がある部分については、過小（無）申告加算税を 5%軽減

②財産債務調書の不提出・記載不備に係る部分については、過小（無）申告加算税を 5%加重

4. 公的年金等に係る確定申告不要制度

源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける者は、確定申告不要制度を適用できないこととされました。

消費税 10%は中止を！！

党利党略・国民だましの「軽減税率」

自公政権は、2017年4月からの消費税率10%への引き上げに合わせて、外食を除く食品の税率を8%に据え置くことを決めました。併せて簡易課税の廃止や免税点を引き下げる動きも見せており、2021年4月からインボイス（税額票）の導入に合意しています。消費税率引き上げで国民に増税を押し付ける一方、法人実効税率のさらなる引き下げで大企業には格別の減税を行うという、安倍政権の財界奉仕の姿勢があります。消費税率10%は、8%への増税で委縮している日本の経済や国民生活に追い打ちをかけることになり、「軽減税率」は事業者は大混乱を持ち込みます。国民の「負担軽減」をいうのであれば、10%への増税をきっぱりと中止することこそが最善です。

★8%据え置きは「軽減」に非ず

10%への増税を機に、食品の税率を現行の8%に据え置くのを「軽減」というのは全くの詭弁であり、基本が増税であることに変わりはありません。食品の値段が安くなるわけではありません。製造から販売に至るコストの大部分には10%税率が適用され、販売価格の上昇（値上げ）につながります。『食品』の線引きで自公が駆け引きする様子がしきりに報道されましたが、政権党（自公）のなれ合いによる、今年夏の参院選に向けた党利党略の産物といえるものです。多くの国民から怒りの声が上がっているのは当然です。



▲据え置きでも大増税

10%への増税で5兆4千億円もの国民負担の増加となります。「軽減税率」によって1兆円を軽減したとしても4兆4千億円の負担増加であり、1世帯当たりでは46,000円余の負担が増えることとなります。あたかも消費税の負担が減るかのような錯覚を起こさせますが、決してそうではない大増税であることに間違いありません。「軽減」で口当たり良く味付けされた大増税を鵜のみはできません。

◆家計・営業は大混乱

<出前・宅配 8%、店内で飲食 10%><立ち食い 8%、椅子に座れば 10%>このような状況が様々なところで起きてきます。家族団らんにはたまには外食を楽しんでいただけれど、これからは出前・宅配で済まそう…こうなれば出前・宅配は忙しくなるけれども、ファミレスや食事の店は木枯らしが吹いて閑古鳥になりかねません。ファーストフード店の食事が 10%、方やデパートの高級食材は 8%では、「軽減税率」は誰のため?か疑われます。



お店では 10%と 8%の税率区分で売り上げの記録が必要になり、そのためにはレジスターの買い替えや改修が必要になります。「軽減税率」を“お手柄”として『安心感生む』『暮らし守る』と大宣伝している政権党ですが、実態は事業者と家計に不安・混乱と新たな負担を持ち込むものです。

■大企業は優遇・恩恵

《法人税減税》 安倍首相の基本政策は「企業が世界で一番活動しやすい国づくり」であり、これを意識すれば「大企業が一番儲ける仕組みづくり」と言えます。与党の 2016 年度税制大綱で、「法人税については計画を前倒しして法人実効税率を 20%台まで引き下げる（現行 32.11%⇒29.97%）」こととし、3年連続の減税です。さらに 19 年度には 29.74%に引き下げることであり、37%だった 13 年度に比べて 7 ポイント以上もの引き下げです。これは殆どが稼ぐ力のある大企業への優遇にしかありません。

《消費税を還付》 輸出を行う大企業は、消費税を納めるどころか莫大な税金が国から戻（還付）されています。ある試算では、主要な自動車産業や電気機器メーカー 10 社の還付額が、消費税率 5%の決算で約 4,400 億円だったのが、8%の決算で約 7,800 億円と 1.8 倍に増えています。消費税率が 10%になれば、単純な推計で還付金が 2,300 億円増加して 1 兆円を超える還付となり、2%税率UPでの増税額 5.4 兆円の 20%の血税が輸出大企業に渡されることとなります。輸出大企業にとって消費税増税(税率引上げ)は、還付金を増やす恩恵になりさえ、納税の痛みは全くないのが実態です。

●消費税は引下げ・廃止、応能負担原則で！

大企業には法人税減税・還付金増額の恩恵・優遇の一方、「軽減税率」で国民を欺いて国民に犠牲を強いる 10%増税は、様々な矛盾と問題点を抱えています。日本の経済情勢や国民の生活実態からも消費税の増税や法人税減税に理はありません。今求められるのは、「景気弾力条項」を削除してまで 17 年 4 月に 10%への増税を強行しようとする姿勢を改め、景気の回復、日本経済の確実な立て直しのもとに、財界・大企業奉仕の経済・財政運営と税制を改め、応能負担原則の税制のもとに国民生活本位の財政運営(税の使い方)に改めることです。まず 10%への増税を中止し、5%税率に戻し、消費税は早期に廃止すべきです。



消費税のダメージ、業績「回復」にブレーキ

表① 1月～11月申告法人の申告状況

事業種別	件数	対前々期				対前期			
		売上	総利益	営業利益	申告所得	売上	総利益	営業利益	申告所得
卸・小売業	41	92%	100%	469%	235%	83%	99%	46%	122%
建設・農林漁業・製造業	52	113%	117%	162%	5661%	101%	104%	99%	138%
飲食・運輸・不動産 サービス業等	55	99%	115%	*145%	-37%	94%	104%	62%	-104%
合計	148	100%	110%	334%	*1082%	91%	102%	81%	135%

注① 「*%」は、前期・前々期赤字から黒字化したもの。(前期-100、今期+50の場合*150%と表示)

注② 一数字%は、前期・前々期・今期ともにマイナスのもの(赤字の前期対比)

表② 申告態様別申告状況 (@=1件当たり申告額/千円)

申告態様別状況	区分	黒字申告			赤字申告			0申告		計 件数
		件数	割合	@	件数	割合	@	件数	割合	
	13(H25)年度	46	31	2,273	49	33	-2,341	53	36	148
	14(H26)年度	48	32	3,326	44	30	-1,954	56	38	148
	15(H27)年度	53	36	3,826	48	32	-2,146	47	32	148

(表①) 建設業・製造業で対前々期比が大きな伸びを見せ、今期まで一応継続しましたが、農林漁業は減速。卸は売上げ不振ながら赤字を縮小また黒字転換、小売りは売上・所得ともに減少して、前期の回復?から後退。四種・五種(飲食他)は売上げ不振、赤字幅を一定縮小しているものの赤字続き。消費税増税の特需が一時現れたものの継続せず、力強さがありません。この集計には反映されていませんが、ソーラー発電関連事業が急速に進出していることが特徴的です。

(表②) 赤字申告が減少傾向だったのがまた増加して、1件当たりの赤字の金額も増加しています。反面赤字を克服して黒字に転換した状況も見られます。経営環境が流動化して経営の好転・悪化の波が大きく、業種・事業所の格差の拡大にもなっています。

表③ 消費税納税額の前期対比；%

区分	区分別		合計	
	課税標準	税額	課税標準	税額
本則課税	86	169	87	164
簡易課税	101	147		

(表③) 課税標準(売上)は87%と13ポイントも減少しているにもかかわらず、増税率(160%)を超える税額増加です。企業にとっては売上減少と消費税増税のダブルパンチとなりました。

「マイナンバー学習会」を開催

平成 27 年 12 月 7 日(月) 菊池市七城町公民館

赤ちゃんからお年寄りまで、すべての日本に住む人に 12桁の番号を割り振り国が管理する「マイナンバー(共通番号)制度」の開始を平成 28 年 1 月に控え、共同経理主催の学習会を開催しました。平日の昼の時間にも関わらず会場の七城町公民館には約 70 名の参加者で一杯となり皆様の関心の高さが伺えました。

共同経理では所内での職員研修や外部で行われる研修会にも荒尾・田中の両税理士が参加しながら、寄せられた事前のアンケートに対する回答などを基に準備を重ねてまいりました。



講師の田中税理士が年末調整や確定申告を控え早速「個人番号」に関する事務が発生する事。従業員や取引先のマイナンバーを取扱う企業や事業主は「番号」の利用には制約をうけ不正な漏洩や取得、又、監督責任を怠った時は罰則もあり、負担が大きくメリットは少ない事などをご報告しました。

参加者からは、「拒否する事は出来るのか?」「制度そのものを無くせないか?」「カードの発行手数料は?」「5年の期限後の更新手続きは?」など活発な質疑応答が行われました。今後も皆様の不安や疑問に答えられる様、更に学習を進めてまいります。

合志市で開催

九州沖縄子どもと舞台芸術出合いの広場 第 1 回合志市国際子ども芸術フェスティバル

フェスティバルは、子どもたちの豊かな人間性と多様な個性を育むこと。子どもが豊かに育つ文化芸術のまちづくりをめざし、1995 年開催「ポコ ア ポコ (熊本市)」から「清和子どもフェスティバル」～「朝倉市国際子ども芸術フェスティバル」と継続、2016 年は 3 月 20 日 21 日「第 15 回朝倉市国際子ども芸術フェスティバル」、3 月 25 日 26 日 27 日は合志市まちづくり事業の認定を受け「第 1 回合志市国際子ども芸術フェスティバル」を開催することになりました。

近年、報道される子どもの事件は、殺伐としびっくりすることばかりです。合志市は健康都市を目指しており、生の舞台芸術に触れる機会を通して子どもたちが心身ともに健康になること、心の分野での健康都市の実現を提案しました。子どもを取り巻く環境は、フェスティバルをやれば解決する問題ではありません。しかし、舞台上で目の前の生身の人間がおりなす様々なドラマは、子どもに、大人に、人の生き方や人との関係を伝えると信じています。体で感じ、心に刻むことが、人間が人間として成長することだと。

第 1 回合志市国際子ども芸術フェスティバルは、2016 年 3 月 25 日(金)～3 月 27 日(日)合志市総合センター・ヴィーブルで開催します。どうぞ、見たいものを選んで観てください。いつの間にか体や顔がほぐれて、温かい気持ちになりますよ。

特定非営利活動法人 九州沖縄子ども文化芸術協会
理事・事務局 篠原恵里子

<ご案内>

当協会(通称:こどもあーと)は、こどもの健全育成、文化・芸術・スポーツの振興、社会教育・まちづくりの推進を図る活動などを行う NPO 法人です。

平成 27 年 4 月、合志市からまちづくり事業認定を受けたことを機に、昨年秋活動の拠点を朝倉市から合志市に移して今後の活動に備えています。(編集部)

消費税廃止！！ 熊本県各界連が昼デモ

12月24日、熊本市の商店街で、「消費税10%増税に抗議する！怒りの昼休みデモ」を行われました。

集会では、代表世話人の荒尾壽味雄税理士が「財界奉仕、米国追従の暴走政治を来年の参院選で変えよう」と呼びかけました。



「しんぶん赤旗」平成27年12月25日より

請願書名ご協力のお願い

「消費税増税の中止を求める署名」

「戦争法廃止を求める統一署名」

消費税法施行から28年となる2017年4月から消費税率が二ケタの10%にされようとしています。座視してはアベノミクスの餌食となってしまいます。「10%への増税はお断り」の意思表示が重要です。「戦争法」

(平和安全保障関連法)は、日本を再び戦争する国に変身させ、消費税が財源に狙われ際限のない増税につながる危険を持っています。平和で安全な国づくりに逆行する、憲法違反の「戦争法」は即刻廃止するよう求めます。

共同経理では、皆さんの身の回りの事に対するご相談にも応じています。お気軽にご相談にお出で下さい。

◎ 生活相談にも応じます

皆さまの日常生活のお悩みにもご相談に応じます。特別に費用がかかる事案以外は無料です。必要に応じ弁護士等の専門家をご紹介します。

◎ 相続・贈与は事前のご相談を

事前の対策で無用の争いを避け、経済的負担の軽減が可能です。ご相談に対応し最良の対策をご提案出来ます。不動産の売買や名義変更の際にも、お気軽にご相談下さい。

税務スケジュール

1月 4日(月)

10月決算法人の確定申告期限

1月 20日(火)

27年7月～12月分源泉所得税
納期特例届出書提出者の納期限

2月 1日(月)

給与支払報告書・支払調書の提出
11月決算法人の確定申告期限

2月 29日(月)

12月決算法人の確定申告期限

3月 15日(火)

27年分所得税の確定申告期限

3月 31日(木)

27年分消費税の確定申告期限

1月決算法人の確定申告期限

5月 2日(月)

2月決算法人の確定申告期限

5月 31日(火)

3月決算法人の確定申告期限

6月 30日(木)

4月決算法人の確定申告期限



仕事始め 1月5日(火)

臨時休業 3月16日(水)

※無料法律相談のご案内

毎月10日(土・日・祝日は前後します)に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、1月8日(金)・2月10日(水)・3月10日(木)
4月8日(金)・5月10日(火)・6月10日(金)となっております。

《受付：12時30分から 相談開始：13時から》

*お知り合いでお困りの方へもお知らせ下さい。

【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理

〒861-1305 菊池市北宮 317-15

TEL 0968(25)1036

FAX 0968(24)5266

URL: <http://kyoudokeiri-tax.com>

参考にさせていただきますので、
所報「きょうどう」に対する、ご意見やご要望をお聞かせください。